

# 島根県漁業振興資金（令和4年度新型コロナウイルス感染症対策資金） 融資事務取扱要領

制 定 令和4年4月1日付け 沿第715号  
最終改正 令和4年6月21日付け 沿第191号

島根県漁業振興資金のうち災害・経済変動等対応資金における令和4年度新型コロナウイルス感染症対策資金（以下「感染症対策資金」という。）に関する事務の取扱については、島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号。以下「規則」という。）及び島根県漁業振興資金融資事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

## 第1 資金の預託等

融資機関は、規則第3条第1項の規定に基づき預託又は貸付けを受けた額に1.07を乗じて得た額以上の融資を行うものとする。

## 第2 融資対象者等

- (1) 融資対象者は、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者とする。
- (2) 感染症対策資金の用途は、運転資金とする。
- (3) 融資限度額は、次のア又はイのとおりとする。ただし、いずれの場合も12,000,000円を限度とする。  
ア イに該当しない者にあつては、前3か年のいずれかの年と比較した年間水揚金額の減少額又は減少見込額  
イ 令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金又は令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付けを受けた者にあつては、年間水揚金額の減少額又は減少見込額の積算対象期間とした期間以降における年間水揚金額の減少額又は減少見込額
- (4) 融資利率は、年0.1パーセントとする。
- (5) 融資期間は、15年以内（据置期間3年以内）とする。
- (6) 償還方法は元金均等半年賦とし、償還日は6月30日、12月31日の年2回とする。
- (7) 担保の要否は、融資機関又は全国漁業信用基金協会の定めるところとする。
- (8) 信用保証の要否は、融資機関の定めるところとする。
- (9) 保証料は、全国漁業信用基金協会の定めるところとする。

## 第3 事業実施期間等

感染症対策資金の貸付期間は令和4年6月21日融資実行分までとする。

## 第4 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は令和4年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は令和4年6月21日より施行する。